平成２６年（フ）第４５号
群馬県伊勢崎市三室町5622番地２
債務者　株式会社明星産業
代表者代表取締役　浜口　雅弘
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　　順
4　破産債権の届出期間　平成26年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後１時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
群馬県前橋市岩神町３丁目２番１―Ｄ―502号
債務者　株式会社正仁舎
代表者代表取締役　小山　雅親
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後２時
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
滋賀県長浜市勝町359番地
債務者　有限会社成幸物流
代表者代表取締役　川上　俊幸
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前10時
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
山形市宮町２丁目６番40号
債務者　ワボースタイル株式会社
代表者代表取締役　齋藤　滋夫
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　破産債権の届出期間　平成26年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後２時30分
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２６号
広島市安佐南区長束５丁目９番１号
債務者　株式会社ＯＫＡＤＡ
代表者代表取締役　岡田　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桒田　博正
4　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
神戸市中央区江戸町101
債務者　有限会社ウェアハウス
代表者取締役　四宮　浩次
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１７号
神戸市中央区江戸町101番地
債務者　有限会社ヌーバ・スピリット
代表者取締役　四宮　浩次
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８号
神戸市中央区江戸町101番地
債務者　有限会社クラッチ
代表者取締役　坪谷　達郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１９号
神戸市中央区江戸町101番地
債務者　有限会社レデイスインネスト
代表者取締役　坪谷　達郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０号
兵庫県西宮市弓場町54―１　オーセント打出602号、住民票上の住所兵庫県西宮市弓場町９番16―602号
債務者　坪谷　達郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２１号
神戸市中央区古湊通２丁目２番13―701号
債務者　四宮　浩次
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
福岡県田川市大字夏吉2081番地
債務者　有限会社山﨑畜産
代表者代表取締役　山﨑　永幸
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成26年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
福岡地方裁判所田川支部